平成２７年（フ）第１９２６号
名古屋市中区千代田２丁目20－１　ソルシェ鶴舞1412号室、住民票上の住所名古屋市東区白壁５丁目４番地　ロイヤルシャトー白壁502号
破産者　メンバーズ穂の花こと　韓　　裕美
１　決定年月日　平成28年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９３３号
名古屋市北区田幡２丁目７番23号　ハイライフ黒川104号、従前の住所名古屋市北区清水２丁目７番20号
破産者　岡本　**静**昌
１　決定年月日　平成28年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７７３号
京都市南区西九条南田町９番地　九条大宮団地610号、前住所京都市南区吉祥院南落合町40番地　十条団地３棟301号
破産者　中川　武和
１　決定年月日　平成28年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２６号
大阪府枚方市楠葉並木２丁目23番１号、前住所京都市中京区西洞院通四条上る蟷螂山町472番地アマデウス西洞院　1001号
破産者　中井　正知
１　決定年月日　平成28年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３７０号
和歌山市園部1155番地１　サニータウン101
破産者　和風料理ひーろーこと　山本　敏夫
１　決定年月日　平成28年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３７６号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新田82番地の９
破産者　だるまやデンキこと　中島　政則
１　決定年月日　平成28年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第８６５号
広島県東広島市高屋町高屋堀2250番地44
破産者　中丸　和美
１　決定年月日　平成28年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８６６号
広島県東広島市高屋町高屋堀2250番地44
破産者　中丸　　啓
１　決定年月日　平成28年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０１号
佐賀県武雄市山内町大字宮野1469番地
破産者　安永　政敏
１　決定年月日　平成28年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１５１号
北海道帯広市西１条南30丁目11番地１　コーポすずき106
破産者　大渕　幸子
１　決定年月日　平成28年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第６３号
宮城県石巻市前谷地字中埣27番地３、前住所宮城県宮城郡利府町花園１丁目７番地１　フローラル赤井102
破産者　西城　勝治
１　決定年月日　平成28年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第１８７号
秋田市飯島長野中町７番19－１号
破産者　渋谷　明美
１　決定年月日　平成28年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４４号
秋田市川尻新川町９番19号
破産者　佐藤　秀也
１　決定年月日　平成28年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７８号
秋田県能代市青葉町３番56号
破産者　成田　洋一
１　決定年月日　平成28年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２６年（フ）第４６号
秋田県鹿角市八幡平字小山50番地介護老人保健施設いこいの里、住民票上の住所秋田県鹿角市尾去沢字軽井沢74番地４松岡晴美方、開始決定時の住所秋田県鹿角市花輪字下中島137番地
破産者　菅田　俊一
１　決定年月日　平成28年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第５７号
秋田県大館市有浦６丁目１番52号
破産者　原田　吉則
１　決定年月日　平成28年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第５８号
秋田県大館市有浦６丁目１番52号
破産者　原田　篤子
１　決定年月日　平成28年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第２号
秋田県横手市大水戸町２番６号　パステル14番館202号室（破産開始決定時の住所　秋田県横手市朝倉町７番27号）
破産者　佐藤　法男
１　決定年月日　平成28年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部